

# 飯山市耐震改修促進計画の概要

## 計画の目的等

本文 P1~3

### 《目的》

市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定します。

### 《位置づけ》

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく市の耐震改修促進計画として策定しています。また飯山市地域防災計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

### 《期間》

計画期間は平成20年度～27年度までの8年間とします。

### 《対象とする建築物》

「住宅」「特定建築物」「公共建築物（市有施設）」

## 建築物の耐震化に関する目標

本文 P4~22

### 《想定される地震と被害状況》

長野県内において発生が予想される地震のうち本市において最も重大な影響が考えられる「信濃川断層帯」を震源とする地震が発生した場合、市内では震度6強が想定されています。

#### ＜飯山市の被害想定（信濃川断層帯）＞

建物被害（単位：棟）		人的被害（単位：人）			
全壊・大破	半壊・中破	死者	重傷者	軽傷者	避難者
2,296	4,797	36	90	1,721	9,932

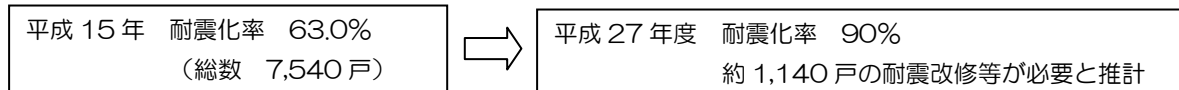
（出典：H14.3 長野県地震対策基礎調査）

### 《耐震化の現状と目標の設定》

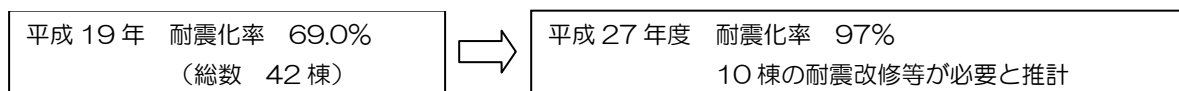
旧耐震基準（昭和56年以前）の建築物で安全性が確保されていないものの建替え・改修を進めることにより、耐震化を図ります。

国の基本方針及び長野県耐震改修促進計画、並びに想定される地震の規模、被害状況及び耐震化の現状を踏まえ、平成27年度における耐震化率（※1）の目標を以下のとおりとします。

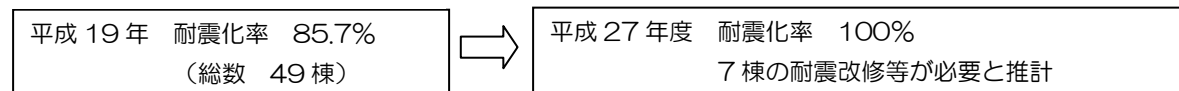
#### ＜住宅＞



#### ＜多数の者が利用する特定建築物＞※2



#### ＜市有施設のうち災害拠点施設等＞※3



※1 耐震化率：対象建築物の総数に対する耐震性を満たす戸数（棟数）の割合

※2 特定建築物：多数の者が利用する一定規模以上の建築物。例：学校・体育館・病院・福祉施設・ホテル等

※3 災害拠点施設等：市有施設のうち、庁舎、避難施設、特定建築物等。その他、市営住宅についても耐震化率100%を目標とします。

## 耐震化促進のための施策

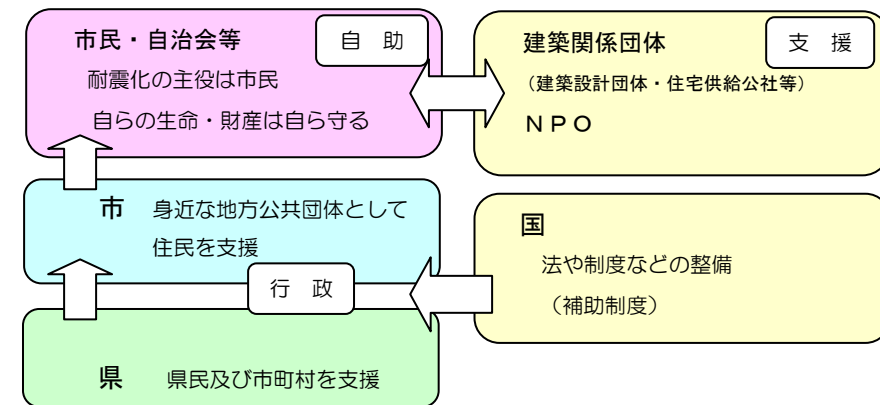
本文 P23~25

### 《耐震化の推進のための役割分担》

住宅や建築物の耐震化の推進のためには、所有者（市民）が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題や地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。

市は、建築物の所有者にとって耐震診断・耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体と連携し実施するものとします。

#### ＜役割分担のイメージ＞



### 《耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策》

#### ＜住宅の耐震化促進事業（補助事業）の概要＞

区分	耐震診断	耐震改修（補強）
対象建築物	◇昭和56年以前の住宅	
助成内容	市が耐震診断士を派遣 ◇簡易診断 ◇精密診断	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成 補助対象経費 120万円/戸
補助率	国：1/2 県：1/4 市：1/4 所有者：無	所有者：1/2 県：1/4 市：1/4

### 《建築物の総合的な安全対策》

・ブロック塀等の転倒防止 ・ガラス、天井の落下防止 ・エレベーターの閉じこめ防止

## 安全性の向上に関する啓発・知識の普及

本文 P26

・相談窓口の設置等 ・パンフレットや広報紙の活用及びセミナーや講習会の開催  
・リフォームに併せた耐震改修の誘導 ・各区等との連携 ・耐震改修促進税制等の周知

## 法による勧告又は命令等について長野県との連携

本文 P28

特定建築物の耐震化を促進するため、特定建築物の所有者に対し、  
・耐震改修促進法に基づく指導及び助言等について、所管行政庁（長野県）と連携して対応  
さらに、著しく保安上危険な建築物について、  
・建築基準法に基づく勧告や命令等について、特定行政庁（長野県）と連携して対応

《その他》 本計画は5年後に見直すこととします。